

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者： ケアプランセンター東部緑の苑



# 重要事項説明書

居宅介護支援の提供開始にあたり、厚労省令 38 号第 4 条に基づいて、重要事項を以下の通り説明します。

## 1 事業目的

社会福祉法人北ひろしま福祉会が開設したケアプランセンター東部緑の苑（以下「事業所」という）の居宅介護支援専門員が、要介護状態にある者（以下「要介護者」という）に対し適切な居宅介護支援を行うことを目的とします。

## 2 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の意向、心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案して適切な居宅サービス計画を作成し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとします。

事業の実施にあたっては、利用者やその家族の意思及び人権、尊厳を尊重し、利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、地域の適切な保健医療サービスや福祉サービスが多様な事業者等から総合的かつ効果的に提供されるよう、関係機関との連携、調整に努めます。

## 3 事業所の名称、所在地、指定番号、事業の実施地域等

名 称 社会福祉法人北ひろしま福祉会 ケアプランセンター東部緑の苑

代表者名 理事長 渡邊 憲介

所 在 地 北広島市朝日町 2 丁目 6-9

電話番号 011-373-8118 FAX 番号 011-373-8673

指定番号 0171300627

通常の事業の実施地域 北広島市、恵庭市、江別市、長沼町  
札幌市厚別区・清田区、南幌町

## 4 職員の職種、人数、職務内容

管 理 者 常勤 1 名（主任介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業者の従業員の管理や業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたります。

介護支援専門員 常勤 5 名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

## 5 事業所の営業日、営業時間

営 業 日 月曜日から金曜日

休 業 日 土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日まで

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

※当事業所は「特定事業所加算Ⅱ」を算定しております。

・特定事業所加算の趣旨

24 時間連絡体制を確保し、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価することで、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。算定要件に準じて、営業日以外については必要時 24 時間相談に応じることが可能な体制を取っています。

連絡先 011-373-8118（営業日時以外は転送電話になります）

## 6 居宅介護支援の内容

### (1) ①居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ②居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③サービス実施状況把握・評価、
- ④利用者状況の把握

※少なくとも1月に1回訪問させていただきます。必要に応じて複数回訪問する場合があります。

### ⑤給付管理・請求事務

### ⑥要介護（要支援）認定、更新申請・区分変更申請の協力・代行

### ⑦介護保険施設の紹介、苦情相談等

※居宅介護支援は利用者の意思に基づいた契約です。

～利用者やその家族は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、担当介護支援専門員に対し複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、又その旨を居宅介護支援事業所が予め説明する義務を負います。

※入退院時における医療機関との連携促進に努めます。

～入退院時における支援がスムーズに行えるよう、大変お手数ですが利用者様の入院時には担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関にお知らせ下さい。

### (2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。

## 7 秘密保持

事業者、介護支援専門員及び事業者職員は、正当な理由がない限り、業務上知りえた利用者及び家族の秘密を漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

介護支援専門員は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いませぬ。

## 8 サービスの利用料及び利用者負担

居宅介護支援については、原則として利用者の負担はございません。

（法定代理受領）

ただし、介護保険適用の場合でも利用者の保険料滞納等の状況により、自己負担割合が引き上げとなる場合があります。一旦1ヵ月あたりについて介護報酬単位に基づいて算定する料金のうち自己負担割合に応じた金額を頂き、事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

※サービス提供証明書を居住地の市役所または町役場の窓口に出すと、後日払い戻しとなる場合があります。

※「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」に基づき、加算及び減算となる場合があります。

※指定居宅介護支援に要する費用は、厚生労働省が定めた介護報酬に地域区分割合を乗じた金額になります。

居宅介護支援費	要介護1・2	1086単位	介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数45件未満
	要介護3・4・5	1411単位	
初回加算		300単位	新規サービス計画作成時
特定事業所加算(Ⅱ)		421単位	5項※参照
入院時情報連携加算(Ⅰ)		250単位	入院した日のうちに情報提供
入院時情報連携加算(Ⅱ)		200単位	入院した日の翌日又は翌々日に情報提供
退院・退所加算	(Ⅰ)イ	450単位	連携1回(カンファレンス参加無)
	(Ⅰ)ロ	600単位	連携1回(カンファレンス参加有)
	(Ⅱ)イ	600単位	連携2回(カンファレンス参加無)
	(Ⅱ)ロ	750単位	連携2回(カンファレンス参加有)
	(Ⅲ)	900単位	連携3回(カンファレンス参加有)
通院時情報連携加算		50単位	診察に同行、医師又は歯科医師に必要な情報提供
緊急時等居宅カンファレンス加算		200単位	病院(診療所)の求めにて、利用者居宅にてカンファレンス実施(月2回まで)
ターミナルケアマネジメント加算		400単位	在宅でお亡くなりになった場合

※1単位の単価は10,000円です。

## 9 その他の費用

交通費 北広島市、恵庭市、江別市、長沼町、札幌市厚別区・清田区、南幌町内の場合は無料です。

## 10 相談、苦情、事故等の対応窓口

(1) 相談、苦情、事故等の対応は次のとおりです。

ケアプランセンター 東部緑の苑	所在地 北広島市朝日町2丁目6-9 電話番号 011-373-8118 FAX 011-373-8673 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分 担当責任者 吉本 巨哉 ※相談、苦情、事故に対する常設窓口の担当責任者です。
苦情の対応	① 当該事業所に対する苦情の対応については、速やかに利用者や担当者で連絡を取り、詳細な状況把握に努めます。 ② サービス事業者に対する苦情の対応については、速やかに利用者やサービス事業者担当者で連絡を取り、詳細な状況確認を行います。 ③ 情報整理を行い、必要に応じて検討会議を行います。 ④ 検討の結果については、速やかに具体的な対応を行います。 ⑤ 検討結果を利用者に伝え、信頼関係の修復に努めます。 ⑥ 経過記録は台帳に保管し再発防止に努めます。
事故発生時の対応	① 当該事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じます。 ② ①の事故状況及び事故に際してとった処置について記録します。 ③ 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発

	<p>生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p> <p>④ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。</p>
--	---

(2) 他の窓口は次のとおりです。

社会福祉法人北ひろしま福祉会 法人本部	所在地 北広島市朝日町2丁目6-9 電話番号 011-373-8809 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時30分
北広島市 高齢者支援課	所在地 北広島市中央4丁目2-1 電話番号 372-3311 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
恵庭市 介護福祉課	所在地 恵庭市京町1番地 電話番号 0123-33-3131 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
江別市 介護保険課	所在地 江別市高砂町6番地 電話番号 378-5888 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
南幌町 保健福祉課	所在地 南幌町栄町3丁目2-1 電話番号 381-1067 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
長沼町 保健福祉課	所在地 長沼町南町2丁目3-1 （長沼町総合保健福祉センター内） 電話番号 0123-82-5555 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
札幌市厚別区 保健福祉課	所在地 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2 電話番号 895-2400 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
札幌市清田区 保健福祉課	所在地 札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 電話番号 889-2400 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前8時45分から午後5時15分
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 231-5175 営業時間 月曜日から金曜日（年末年始を除く） 午前9時から午後5時
北海道福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 5階 電話番号 204-6310

## 11 虐待の防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - ②虐待防止のための指針整備をしています。
  - ③虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
  - ④虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
  - ⑤前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置しています。  
虐待防止に関する担当者 : 業務主任 松田聡美 古賀有希  
虐待防止に関する責任者 : 管理者 吉本 巨哉
  - ⑥社会性や客観性を確保するために第三者で構成する委員会を設置し、その第三者委員会の助言や立会いを求めて解決に努めます。尚、第三者に直接申し立てまたは過失によらない場合は、この限りではありません。  
第三者委員 大滝 和子、柄澤 尚江、中屋 直
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (3) ご利用者又はそのご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。  
ご利用者は、いつでも規定及び指針を閲覧することができ、また、当法人ホームページにおいても、いつでも閲覧が可能な状態とします。

## 12 事業継続計画について

- (1) 事業所は、感染症や災害が発生した場合でも、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画:BCP」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 13 衛生管理について

事業所は、感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

## 14 賠償責任

事業者は、サービス実施にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対しその損害を賠償します。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者)

事業所名 社会福祉法人北ひろしま福祉会 ケアプランセンター東部緑の苑

住 所 北広島市朝日町2丁目6-9

説明者氏名 (職名 介護支援専門員)

運営法人名 社会福祉法人北ひろしま福祉会

住 所 北広島市朝日町2丁目6-9

代表者名 理事長 渡邊 憲介 印

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所の職員から上記重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意します。

(利用者)

住 所

氏 名

(家族又は代理人)

住 所

氏 名

(利用者との関係 )

# 居宅介護支援における個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

## 記

### 1 使用する目的

- （1） 指定居宅介護支援事業所が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画作成に必要な場合及びこれに沿ったサービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議、介護支援専門員や事業者担当者、事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。
- （2） 在宅の介護サービス調整のために、必要な医療情報等を医療機関や入所施設等から取得または提供する必要がある場合。
- （3） 法律で定められた事業等によって行われる法定研修、地域包括支援センターや行政が行う地域ケア会議、職能団体等が主催する事例検討会、学会への演題発表に伴う研究活動、介護支援専門員実務研修に伴う実習等において必要な場合。
- （4） 事業所内部における介護保険請求事務、管理運営業務。

### 2 使用条件

- （1） 個人情報の使用は1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- （2） 個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

### 3 個人情報の内容

- （1） 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況等事業者が居宅介護支援を行うために最低限必要な利用者や家族に関する情報等。
- （2） 認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見等。
- （3） 在宅で療養する、あるいは在宅で療養する予定がある場合に、在宅医療・介護サービスを提供する事業所として、生命や身体の安全や健康維持のために知っておくべき医療情報等

### 4 使用する期間

契約日から契約終了日まで

以上

令和 年 月 日

居宅介護支援事業所 社会福祉法人北ひろしま福祉会 ケアプランセンター東部緑の苑

(利用者) 住 所

氏 名

(家族又は代理人) 住 所

氏 名